

株式投資家の新常識

将来の認知症と資産凍結のリスクに備える「たくす株」

「たくす株」では信託という仕組みを活用し、マネックスSP信託が、お客様に代わって国内上場株式等を管理し、万が一、認知症になったら、お客様のご家族からの指図に基づき売却・出金したり、また、相続があったら、遺産分割協議を経ずに簡単にご指定されたご家族にお渡しします。

人生100年時代に安心して資産運用を楽しんでいただきたいという思いから、たくす株は誕生しました。

・ 人生100年時代とは？

この言葉のきっかけとなったのは、英国のリンダ・グラットン教授の「LIFE SHIFT（ライフシフト）」という著書です。2015年時点で、60歳の約4分の1の方の寿命年齢が95歳という試算もあり、100歳まで全うする時代が到来しようとしています。

【現在60歳の人の寿命年齢の推計値】

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	25.3%	14.1%
100歳	8.8%	-

出典：国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（中位推計）

2019年6月3日付け金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」参照

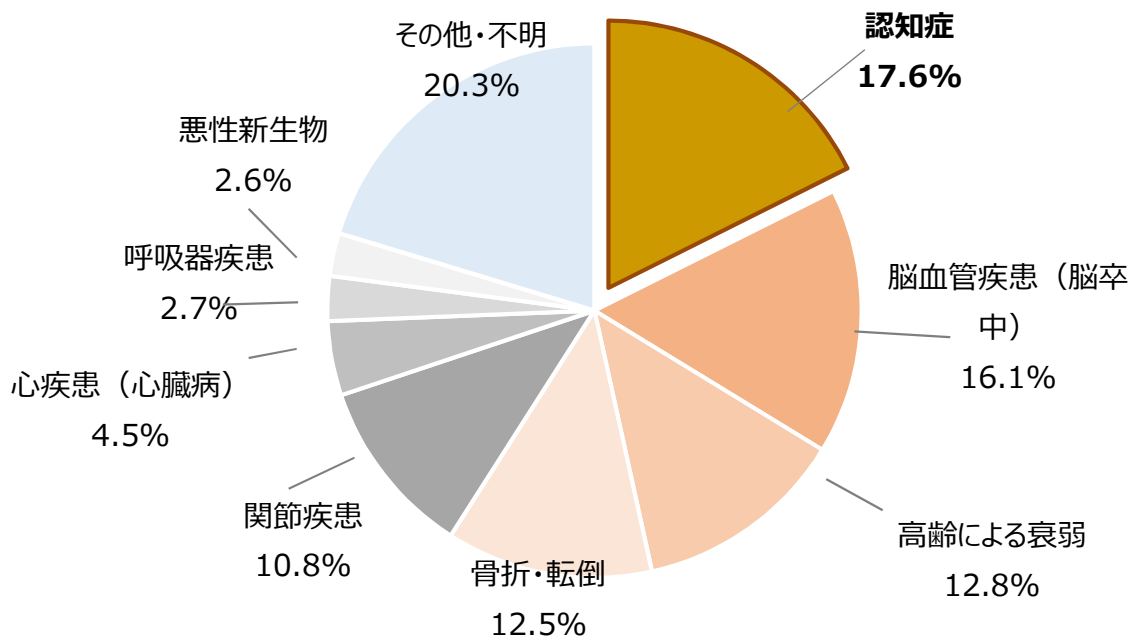
一方で、健康寿命と平均寿命に乖離があります。寿命は続くのに健康上の問題で生活を制限される期間が約10年です。この間、お金の面では、介護費用など特別の費用による支出の増大といった家計の影響のほか、金融機関の窓口へ出向くことが困難になるなど金融サービスの利用にも支障が出ます。

・ 認知症の高まり

介護が必要となった原因として最も多いのが「認知症」です。以前は脳血管疾患（脳卒中）が最多でしたが、近年は認知症となっています。2025年には認知症の有病者が約700万人前後まで増加すると推計され、高齢者の約5人に1人が該当すると考えられています。

また、認知症は75歳を超えた辺りから発症する割合が大きく上昇する傾向があります。

【介護が必要となった主な原因】



出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

認知症となると、株式を保有していることを忘れるといった記憶障害に加えて、判断能力の低下によって、将来の蓄えを消費してしまう、目先の利益を追ってしまうといった行動が「資産寿命の短期化」につながるとの指摘もあります。

せっかく将来のために殖やしてきた資産が、いざ必要なときになって足りなくなったり、使えなくなったりしては困る...



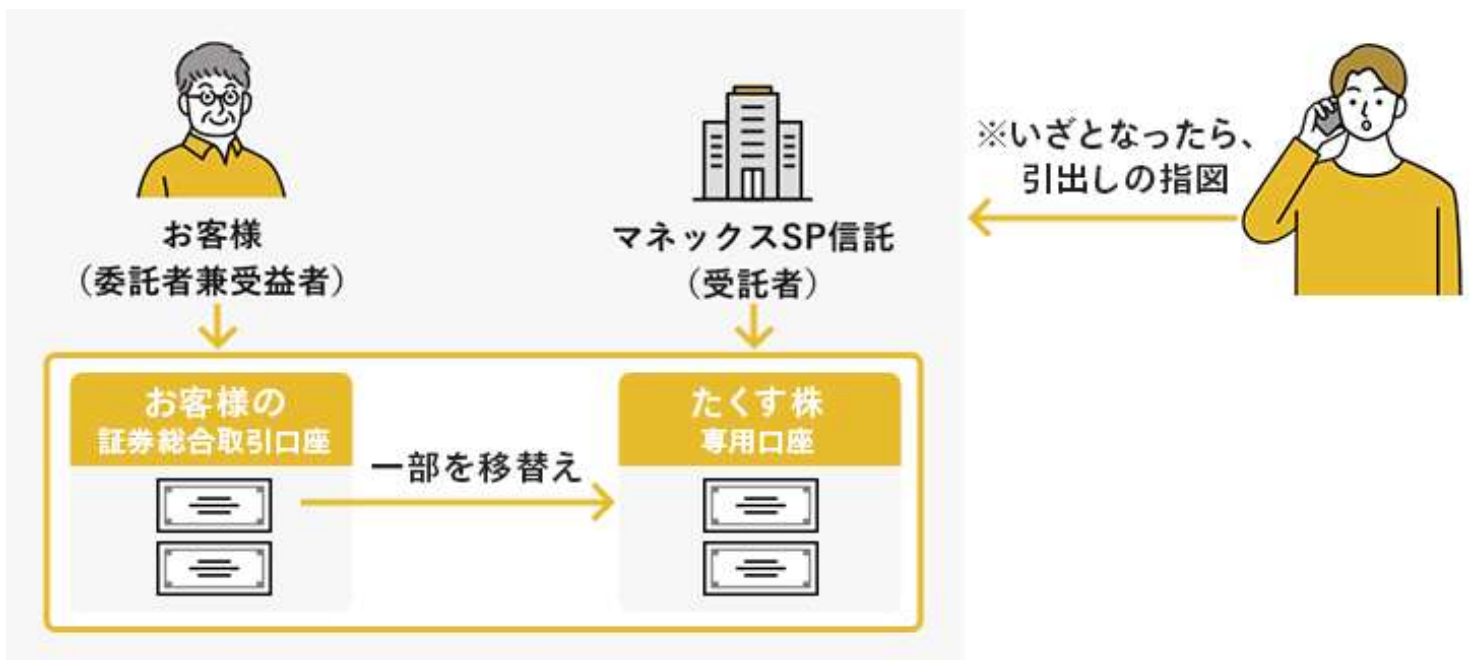
・ たくす株の誕生

マネックスも創立20年を超え、この間、多くのお客様との出会いに恵まれ、年齢層の幅も広がりました。それに伴い、お客様が認知症を患われて口座を凍結せざるを得ない事態に接することも増えました。ご家族からのご相談に対しては、成年後見制度の申請を案内して参りましたが、その利用は広がりませんでした。

お元気なうちは自由に資産運用を楽しんでいただき、万が一、認知症となっても、円滑にご家族に財産の管理権が移って「凍結されない口座」、それがたくす株です。お客様のお持ちの株式をたくす株専用口座に移管することで、たくす株のサービスが始まります。

株式投資家は、趣味として、社会との接点の一つとして資産運用を続けたいものです。私たちはその想いを支援したいと考えています。ただ、健康寿命はいつどうなるか分かりません。お客様が「ずっと、自分らしく」資産運用を続けていただければと思い、たくす株を開発しました。

【たくす株のイメージ図】



※万が一の際、財産の管理権等を持つご家族として、次の①または②に該当する方をご指定いただけます。

- ① お客様の配偶者か、四親等以内の人（血族または姻族）
- ② お客様（将来、相続が開始した場合に相続人となるべき人）のうち、マネックスSP信託が指定する人の全てから同意を得た人

・ たくす株の利用をおすすめしたいお客様

1. 「最近もの忘れが多くなってきた。」

➡️ たくす株でお客様ご自身もご家族も「安心」。

加齢に伴い、もの忘れは生じます。ただ、もしこれが脳の記憶機能の低下が原因であったら。認知症と診断され、判断能力がなくなった後に講じられる対策は、成年後見制度などに限定されます。将来の豊かで安心な暮らしのために増やしてきた財産ですから、このようなときのためにこそ活用していただきたいです。

2. 「これからも運用を楽しみたい。生涯株式投資家でありたい。」

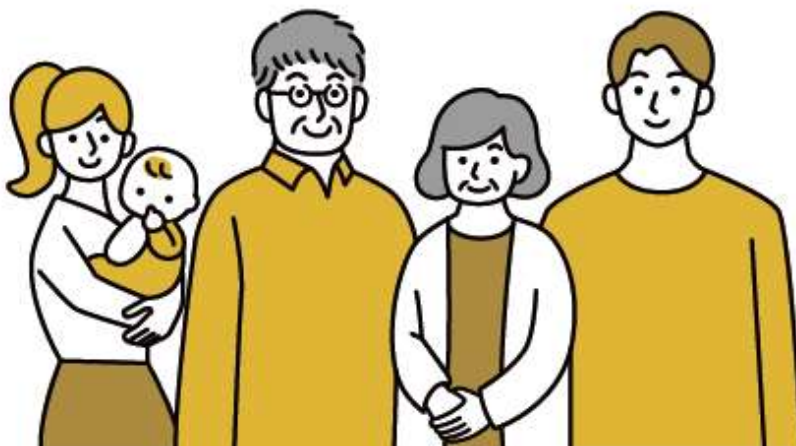
➡️ たくす株で資産運用と財産管理を両立できて「便利」。

たくす株のご利用後も、お元気なうちは、従来と同じように株式の売買が可能です。また、一度たくす株専用口座に移管した株式を、後日、証券総合取引口座（一般口座に限定）に戻し入れることもできますし、少しずつ追加して移していくことも可能です。証券総合取引口座とたくす株専用口座を併用して、殖やす株式と遺す株式に分けて管理することができます。

3. 「いずれはこの株式をそのまま相続させたい。」

➡️ 「簡単」な相続対策。

わざわざ遺言書を書かなくても、ウェブサイトで指定いただければ、たくす株専用口座の株式を特定のご家族に相続できます。思い入れのある株式を自分が選んだ方に引き継いでいただきます。



「ずっと、自分らしく」
認知症になっても安心

・ むすび

人生100年時代では、殖やした資産をどのように活用し、いかに減らさないかという「資産活用」を考える必要性に直面しています。ある一定の年齢に達したら安全資産に、というだけで良いのでしょうか。シニア世代の資産活用に合わせた財産の組み合わせとそのツールを選択し、豊かなシニアライフを過ごしていただきたいと思います。ご家族が今後のことで不安がないというのも重要です。私たちは皆さまと一緒に、これからの資産活用を考えて参ります。是非お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

マネックスSP信託

(通話料無料) 0120-146-569

[平日 9:00 ~ 17:00]

✉ support@monextrust.co.jp

オンライン面談も可能です。
まずはお気軽に
ご相談ください!



ご注意事項

- ・ 本サービスでは、マネックスSP信託が受託者として、お客様との信託契約の当事者となります。
- ・ 本サービスのご利用には、マネックスSP信託所定の事前の審査がございます。
- ・ 本サービスのご利用にかかる手数料は次の3種類で構成されています。
【管理報酬】お元気うち：月額550円（税込）、代理権発効後：月額2,200円（税込）
【事務取扱手数料】所定の基準日における信託財産の時価合計額の1.65%（税込）。最低金額55,000円～最高金額2,200,000円（税込）
【交付手数料】株式等の交付：株式等を引き出す指図の受付日の前営業日における対象となる株式等の時価の1.65%（税込）、お預り金の交付：引出金額の1.65%（税込）
- ・ 本サービスに関する手数料を含む詳細は商品ホームページ (<https://www.monextrust.co.jp/service/trust-stock>) をご確認ください。
- ・ 本サービスは値動きのある 上場株式等を信託財産とするため、信託元本に損失が生じる可能性がございます。また、本サービスの信託の受益権は譲渡できず流動性がないため、受益権の評価額の減価要因となります。
- ・ 本サービスにおける税務上・法務上のご相談は、所轄税務署、税理士、弁護士などの専門家に必ずご相談・ご依頼ください。